

月刊 労運研レポート No. 95

2022年5月10日号

「武力によらない平和な世界」をつくろう・・・・・・・・・・・・・・・・	伊藤 彰信	2 P
会計年度任用職員制度3年目の課題・・・・・・・・・・・・・・・・	三澤 昌樹	4 P
兵庫県パートユニオンネット：最低賃金引き上げの取り組み・・	森口 知子	6 P
最低賃金全国一律1500円の実現は射程圏内・・・・・・・・	竹内 俊一	10 P
外国人技能実習制度の廃止を・・・・・・・・・・・・・・・・	鳥井 一平	11 P
なぜ設計変更不承認なのか、不承認の根拠に理解を・・・・・・・・	福元 勇司	15 P
<資料> 琉球政府「復帰措置に関する建議書」・・・・・・・・		17 P
海を汚染水で汚すな！ 政府のチラシを回収させる・・・・・・・・	中路 良一	20 P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp

<私のメーデーアピール>

**「不戦の誓い」を忘れず、日本国憲法 9 条の核心である
「自衛権放棄」「戦力不保持」にもとづく
「武力によらない平和な世界」をつくろう**

伊藤 彰信（労運研事務局長）

メーデーは、世界の労働者が団結して闘う国際統一行動日です。

ウクライナ戦争の惨禍を見るにつけ、平和憲法を持つ日本国民はなぜ戦争を止めることができなかったのだろうか、どうすれば戦争のない平和な世界を築くことができるのかと思いを悩んでいます。

『武力による威嚇・武力の行使』は国連憲章で禁止されている」などと書かれたチラシを見ると、なぜ日本国憲法ではなく、国連憲章を根拠に戦争を批判するのだろうかという疑問を持ちます。なぜなら、国連憲章 2 条 4 項は「武力による威嚇又は武力の行使を、慎まなければならない」と書かれているだけあって、禁止はしていません。国連憲章では戦争を止めることはできないのです。国連憲章は、第二次世界大戦の戦勝国の軍事力バランスの上につくられた、いわば「武力による平和」です。今必要なことは、国連憲章を改正して、「武力で平和はつくれない」とする日本国憲法に近づけることだと思います。日本国憲法こそ、パリ不戦条約、国連憲章をさらに一歩進めた「平和資源」だからです。

第一次世界大戦の戦死者のうち非戦闘員が占める割合は 45%に達しました。それまでの戦争の非戦闘員の戦死者割合は 5%程度と言われてます。民間人を殺し市民生活を破壊する戦争がいかに残忍な非人道的なものだと認識されるようになったのは第一次世界大戦後です。そのご、1928 年に戦争放棄を謳ったパリ不戦条約、1945 年に国連憲章がつくられますが、戦争を止めることはできませんでした。非戦闘員の戦死者割合は、第二次世界大戦 64%、朝鮮戦争 84%、ベトナム戦争 95%と言われています。

さて、今年の参議院議員選挙の最大の争点は安全保障政策だと思います。自民党など憲法改正を目論む勢力の拡大を阻止すること、改憲阻止勢力の伸長を図ることが課題です。

自民党は 2018 年 3 月 26 日に改憲 4 項目を発表しました。憲法 9 条の現行規定は残したまま、新たに 9 条の 2 を設け、「前条の規定は、必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として自衛隊を保持する」としています。その真意は、自民党が 2012 年 4 月 27 日に発表した憲法改正草案の説明で明らかです。日本国憲法の「平和主義」の規定は何ら変更するものではない。宣戦布告による戦争は国際法上すでに一般的に違法とされている。「武力の行使」や「武力による威嚇」には、①侵略目的、②自衛権の行使、③制裁の 3 つに類型化される。国際法上、①は禁止されているが、②③は禁止されていない。したが

って、国権の発動たる戦争は放棄するが、自衛権の発動は妨げるものでないことを明確にするというものです。自衛権には個別的自衛権とともに集団的自衛権も含まれています。

2015年の安保法制反対闘争は、集団的自衛権行使を可能にする法案に反対する闘争であり、総がかり行動という統一戦線を形成して闘いましたが、安保法制の成立を阻止することはできませんでした。いま、総がかり行動のなかにおいて、自衛のための必要最小限度の実力保持による専守防衛を前提にした意見や、国連憲章にもとづいて戦争を止めようとする意見や、安保法制は違憲だと言わない方が良いという意見が渦巻いている状況を聞き及ぶにつけ、すでに自衛権を前提にした議論の土俵にのってしまっているのではないかと、本当に憲法改悪阻止を闘えるのかと心配しています。

9条改正をめぐる争点は明確です。「自衛権を認めて自衛隊を保持する」のか「自衛権を放棄して戦力を保持しない」のかです。1946年6月26日の衆議院本会議において、吉田茂首相は「戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定して居りませぬが、第9条第2項に於て一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄したものであります。従来近年の戦争は多く自衛権の名に於て戦われたのであります、満州事変然り、大東亜戦争亦然りであります。」と答弁し、自衛権を放棄した理由を説明しています。自民党の憲法改正案は、「国連憲章は個別的・集団的自衛権を認めているのだから『普通の国家』として軍隊を持つことは当然だ」という考え方です。同時に、自衛権を認めることによって「日本が起こした戦争は自衛のための戦争だった」という歴史観を国民に植え付けようとするものだと思います。いま、中曽根康弘元首相の「国労をつぶし、総評をつぶし、社会党をつぶし、新しい憲法を安置する」という夢を、安倍晋三元首相の「おじいちゃん（岸信介）がやった戦争は正しかったと国民に認めてもらいたい」という夢を実現する最後の総仕上げの段階に差し掛かっています。

忘れてはなりません。日本国憲法は「再び戦争の惨禍を起こさない」という日本国民の「不戦の誓い」としてつくられたものです。「自衛権放棄」、「戦力不保持」という9条の核心を捨てることなく憲法改悪阻止を闘うべきです。そうしなければ、「自衛のため」に敵基地攻撃能力保持や核共有、防衛力強化が必要などという憲法改正論者を論破することはできません。すでに、南西諸島にミサイルが配備され、日米共同作戦計画がつくられ、自衛権の名による戦争をいつでも行う準備は出来上がっています。

朝鮮戦争は1950年6月25日に勃発しますが、その直後の1950年7月、朝鮮戦争を遂行するためにGHQによってつくられた労働組合の全国中央組織である総評は、1951年3月の第2回大会で「全面講和、中立堅持、軍事基地反対、再軍備反対」の平和四原則の決議を採択し、「ニワトリからアヒル」に変身しました。

今年、5月3日には日本国憲法施行75周年を迎え、5月15日には沖縄が日本国憲法施行下に復帰して50周年を迎え、9月29日には日中国交正常化50周年を迎えます。

日本の労働者は、いまこそ「不戦の誓い」を忘れず、憲法前文にある「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」、憲法9条の核心である「自衛権放棄」、「戦力不保持」を憲法前文の「平和的生存権」の考え方とともに世界に広げ、武力によらない平和な世界を築く決意であることを表明しようではありませんか。

会計年度任用職員制度 3年目の課題

三澤 昌樹（全国自治体労働運動研究会）

直面している3年目雇用止め

2020年4月に地方自治体（以下自治体）の非正規職員に新しい任用制度が導入されてから2年が経過した。3年目の今年度は「3年目公募」による雇用止め問題に多くの会計年度任用職員（以下会計年度職員）が直面することになる。

会計年度任用職員制度は、自治体非正規職員に対する「杜撰」な任用管理の「適正化」をはかることと、民間の非正規職員に比べても劣悪な労働条件の改善を図ることを目的にして創設にいたったものである。しかし自治体非正規職員の最も切実な課題である「雇用の不安定」の解消、改善はされず、むしろ後退した。3回の任用で雇用止めされ（自治体によっては労働組合の力で5回や回数制限を導入させなかった自治体もある）、引き続き雇用を希望する場合にはあらためて「公募」による選考を経なければならない、いわゆる「3年目（5年目）公募」という「任用回数の限度」がほとんどの自治体で設けられた。会計年度任用職員制度導入以前には、1年ごとの任用ではあっても、その業務が存続する限りは繰り返し任用されることが多く、任用回数の制限を行う自治体は多くなかった。会計年度任用職員制度では公募でないとしても毎年の何らかの選考と1年ごとに試用期間が設けられるという、1年ごとの任用の形式が強められた。その上「3年目公募」では、引き続き働きたい人が選考に申し込むことは妨げないが、任用にあたっては新規任用希望者との横一線での「公募」による選考を経なければならないという、任用回数に限度が設けられた。任用回数の限度が設けられたのは、その回数任用が保証されたわけではなく、1年の任用があくまで原則としている。このことが示すように会計年度任用職員制度の導入は、非正規職員が切望した雇用の安定を図るものではなく、その名称からも明らかのように1年の「会計年度」内に限った「雇用」であることを明確にすることで、自治体の非正規職員が闘いにとってきた事実上の「期間に定めのない」労働者としての、雇用の継続、処遇の均等化を阻止するものである。非正規職員の存在を合法化し、自治体による雇用止めを「円滑」に進めるためのものである。「3年目公募」の自治体では、今年度末に向けて大量の雇用止めが生じる。この秋に向けて雇用止めを許さない闘いを全力で取り組まなければならない。

非正規職員の運動の前進と制度制定への総務省の思惑

自治体の非正規職員は、自治体の人件費と定数の削減攻撃により、正規職員が増えない中で、業務執行体制の維持のために量的にも質的にも右肩上がりに増えてきた。その過程で、本来の「臨時的」業務や「専門的」業務への任用に留まらず、地方公務員法上では本来正規職員に担わせなければならない「恒常的」業務や「一般的」業務に、低賃金の臨時、非常勤職員を脱法的に任用してきた。そして国保、年金、保育や障がい者施策など自治体の業務の拡大に伴いその数を増加させてきた。

「恒常的」業務であるにもかかわらず、任用根拠は「臨時的」業務に従事するものとして任用したり、「一般職」に近い業務なのに、医者などのような高度の専門性を有する「専門職」非常勤職といて拡大解釈し任用したりして、本来正規職員を配置すべきところに非正規職員を配置してきた。このような任用と労働実態との乖離により、任用期間が1年を前提の劣悪な労働条件で、何十年と繰り返し継続的に任用される状況が生じた。

最近では自治体の職員総数の4割を非正規職員が占め（東京都の支部では5割を越える自治体も存在する）、非正規職員抜きには自治体の行政サービスは存続不可能な状況になっている。一方で働く側としての非正規職員はすでに家計補助的な仕事ではなく、家計にとって不可欠な仕事に変化している。こうした状況の変化もあり、長期にわたる継続した任用による経験の蓄積にも関わらず、昇給、一時金、退職金がなく、病休、慶弔休暇など休暇制度も不十分で、いつ雇用止めになるかもわからない不安定な1年任用という非正規職員の劣悪な労働実態が浮き彫りになってきた。

非正規職員の劣悪な状況の改善のため、非正規職員による労働組合の結成や、正規組合による非正規職員の組織化の取り組みが進み、一時金支給、雇用止めをめぐる争議が裁判闘争に持ち込まれることも増加、自治体側の敗北が続く中で総務省もこのまま放置できなくなり考え出されたのが今回の会計年度任用制度である。

会計年度任用職員制度の本筋としての狙いは労働基本権の剥奪

こうした経緯から導入の狙いを私は以下にあると考えている。労働3権を持っている労働者と違い、団体交渉権、争議権を奪われた公務員の世界である地方自治体に、民間委託の拡大で公務サービス従事労働者が増大するばかりか、さらに労働3権を持つ非正規職員の比率が増加し、労働組合を作り、争議権を行使し権利拡大を目指すような状況を放置すれば、公務労働者の労働2権を取り戻す闘いに火をつけることになりかねず、決して許せるものでないということである。

非正規職員を会計年度任用職員に切り替えられ、労働組合法の対象から除外となり、労働委員会から切り離され、ストライキ権を剥奪された。団体交渉権、争議権の労働2権を奪うことで非正規職員労組は労働基本権を活かした闘いができなくなった。労働基本権を駆使した闘い的手段を奪われたことは、3年雇用止めと相まって組合役員にとって相当なプレッシャーになっている。争議権を奪われた状況で、闘って当局に睨まれたら雇用止めされかねないとの意識は強くなっている。とはいえ労働者は常に闘いの中で合法性を拡大し道を切り開いてきたのであり、私たちもまた道を切り開いていくしかない。会計年度任用職員制度論議に際し、非正規職員のみならず公務労働者の奪われた労働2権の重みを意識し、奪還の必要性を考える正規職員組合の活動家が少しでも増え、今後の闘いにつながることに期待したい。

今、力を入れるべき課題は何か

制度導入時にある自治体の管理職は、常勤と給料が同等になったら「非正規を雇う意味がない」言っていた。これこそが当局の本音である。自治体で増加する非正規職員の「適正な任用、勤務条件」を法的に整理し、安定的に低賃金で解雇自由な労働者を存続させ続けることが目的である。政府や自治体当局に改善を期待はできない。自ら切り開くしかない。その

ために何から取り組むべきか考えてみたい。

地方公務員は労働基本権が剥奪された。その際、公務員は原則解雇がなく身分保障されていること、地方自治体に人事委員会を設置し（ただし人事委員会は都道府県と大都市にのみしかない）賃金労働条件について国、民間、他自治体との均衡を考慮して勧告を出し労働条件が確保されることなど代償措置がはかられた。今回労働基本権を奪われた会計年度職員は身分保障を全くされておらず、毎年雇用止めの不安にさらされている。さらに人事委員会の勧告の対象となった会計年度職員に対して各人事委員会はほとんど勧告で会計年度職員のことには触れていない。人事委員会は会計年度職員の身分保障を明確にし、調査に基づいた実態を反映した処遇改善を図る勧告をすべきである。もし会計年度職員の労働条件に関して曖昧な態度を取り続けるとしたら、各自自治体交渉に委ね、労働2権をもどすべきである。そうでないならば労働2権を奪ったままで、公務員であって公務員でない存在という新たな法の狭間に置くことになる。

さらに冒頭に触れた「3年雇用止め」の撤廃である。これは非正規労働組合の存続にとって重要な問題であり、会計年度職員の今後の運動の行方を左右する問題と言える。今年度の第一の運動目標にしなければならない。

国では非正規職員に支給されており、会計年度職員でもフルタイムには支給でき、パートタイムには支給できないと法で定められた勤勉手当について法改正を実現させることである。会計年度任用職員制度で新たに支給されることになった一時金は会計年度職員の多数を占めるパートタイムでは期末手当だけである。正規職員、フルタイム会計年度職員には夏冬一時金として期末手当と勤勉手当が支給されており、近年一時金が減額される時は期末手当が減額され、増額時は勤勉手当で行われている。そのため一時金しか支給されない会計年度職員は支給される一時金は未来永劫減ることはあっても増えることはない。また一時金の増減割合が正規職員と同率で減額されるため勤勉手当が出ず支給自体が少ない会計年度職員の影響は大きい。正規職員との不均衡があからさまで、低賃金の会計年度職員にとって切実で、不公平を強く感じるものである。勤勉手当は勤務評価に基づく一時金であり本来期末手当の月数の増額を目指すべきではあるが、勤勉手当の問題点の解決を正規と足並みを揃えて進めるためにもまずは実現すべきである。

「最低賃金引上げ」の取り組み

森口 知子（兵庫県パートユニオンネットワーク事務局長）

1、兵庫県パートユニオンネットワークの歩みと主な取り組み

1989年11月に、「兵庫県パート110番」運動をすすめるネットワークが呼びかけ、「兵庫県パート集会」が開かれました。その時に、定期的な交流の場を求める声やもっと多くの仲間運動を広げていこうとの声が盛り上がり、恒常的な運動体として、1991年2月に「兵庫県パート・ユニオンネットワーク（県ネット）」が結成されました。

3 地区労・2 ユニオン・自治労臨時・非常勤職員等評議会（臨職評）の 6 単組から始まり、現在は 4 地区労・8 ユニオン・臨職評 43 単組と仲間が増えています。

「どこかで誰かが声を上げればみんなで駆けつける闘うネットワーク」をスローガンに民間・公務の連携を深め、非正規労働者の解雇撤回闘争や自治体での民間委託反対闘争など多くの闘いへの相互支援を強めていきました。

また、「ILO パートタイム労働条約の早期批准を求める街頭署名」や各自治体へ「公契約条例」運動にも取り組みました。毎年パート春闘として、宣伝カーにデコレーションを施し、午前中は各地域・午後から全員が神戸・三ノ宮に集まり、ミニ集会とデモ行進を行い「最低賃金の引き上げ」「使い捨ての有期雇用反対」「パート差別をやめて均等待遇を」「労働組合を作り、生活を守ろう」など訴えてきました。

非正規問題の理解を深め具体的な課題を明らかにし、運動を強めていくため、そして民間・公務で働く仲間どうしの絆を深めるために、学習交流会も重ねてきました。毎年、定期総会の後にパートフォーラムとして職場報告と講演会を行っています。最近では、さらに身近なところから交流を深めるため、地区別交流集会も増やしていこうと「阪神パート集会」に続き「はりまパート集会」も開催しています。

新型コロナウイルスの感染拡大が、なかなか収まらない状況の中、これらの活動もやむなく中止、延期をしなければならないこともありますが、コロナ禍だからこそ非正規の労働運動を強くすることが必要だと、感染防止の工夫を考えながらできるだけ集まり交流し、活動することを大切にしています。

2、最低賃金引き上げの取り組み

コミュニティ・ユニオン全国ネットワークから、「最低賃金引き上げ・生活できる賃金を！ユニオン全国同時アクション」として「最低賃金今すぐ全国どこでも時給 1000 円以上！そして 1500 円の実現を！」「非正規差別を許さない！」をスローガンに、2 月には「ユニオン非正規春闘」の呼びかけがあり、7 月には中央最低賃金審議会にあわせ、10 月には各地域で決定した最低賃金のお知らせとともに最低賃金引き上げの訴えの街宣行動を、全国一斉「最低賃金引上げキャンペーン行動」として取り組んでいます。



兵庫県では、姫路・明石・神戸・尼崎の 4 か所で横断幕、パネル、ビラ配布とともにマイクでの訴えも行っています。ビラを受け取ってもらえるように一緒にティッシュやマスクを配ることもあります。今年の「ユニオン非正規春闘」では、中央最低賃金審議会会長宛の「最低賃金 1500 円と全国一律最低賃金制度の確立を求める署名」も行きかう人に協力を求め、集めました。コロナ禍で、なかなか署名は

難しいかとも思いましたが、思った以上に集まりました。参加者は、ユニオン・自治労臨職評・地区労から、4 か所総数 67 人、署名は 97 筆集めることができました。

キャンペーン行動とともに「兵庫県最低賃金審議会労働者代表委員」として、非正規労働者の実態をわかっている県ネットの代表委員を毎年推薦していますが、選ばれることはなく理由も明らかにはされません。

また、毎年「兵庫県最低賃金審議会」への意見書提出と意見陳述、傍聴も取り組んでいます。昨年は非正規労働者として働く当事者の生の声を意見書として提出、当事者が意見陳述をして、委員の人に実態を実感してもらおうとなり、2年越しで初めて実現しました。ユニオンと自治労臨職評の2人に実態と意見を意見書に書いてもらいました。当日は、



ユニオンの当事者が意見陳述を行い、自分の経験をもとに力強く意見を述べました。委員の人たちも当事者の実態なのであまり反論もできず、無視できない様子でした。このことがすぐに、最賃アップにつながるとはならないかもしれませんが、当事者の声を伝え続けていくことが大事だと思いました。県ネットとしては、当事者の声を集め、取り組みを続けていきたいと思っています。

3 当事者の思いを意見書に

最後に、意見書を書いてくれた当事者2人の実態と意見を載せさせていただきます。

(ユニオン組合員)

中高年で失職すると、需要のある職種のキャリア形成が成されていないと、労働力を最低賃金近傍で供給する結果になる可能性があります。給与の下落幅が大きい場合、生活設計の見直しを要します。最低賃金を上げる事は所得の下落幅を緩和させることにつながります。

労働組合として取り組んだ運動で、賃上げに関する話をします。

前職場で、ユニオンの分会を設立し、使用者に対して賃金アップを含めた労働条件改善要求をしました。団体交渉を3回行い、結果は全てノー（ゼロ回答）です。

給与を上げるかどうかは使用者の経営判断です。しかし、対応できない根拠を具体的に説明し、必要な資料を提示する等論拠が示されませんでした。「賃上げは使用者の専権事項で、職員に要求されたから上げると甘く見られる」「ユニオンの要求には応じたくない」等の感情的なものがあると感じました。

あくまでも主観的な捉え方ですが、これがきっかけで目の敵にされ、不利益な取り扱いをされ、最終的には解雇になりました。

この経験から、賃上げをしない根拠は合理性があるとも限らないという印象を持っています。当然、全ての使用者が該当すると言っているわけではありません。個人的な経験を基に、このような使用者も存在するのではないかと参考例の話をしました。

大きな内部留保を維持する大企業と中小企業の構造的な問題から生じる生産性の問題を労働

者に押し付けるべきではありません。

昨年、労働契約法 20 条に関する同一労働同一賃金をテーマにした 3 件の最高裁判決が出ました。扶養手当・休日手当等の諸手当については同一賃金性が認められる内容でした。しかし、年間所得・生涯所得に大きく関係する賞与・退職金は認められませんでした。今回の裁判を通して、正規と非正規職員の格差が縮まる気配を感じ取ることはできませんでした。家族の中に正規職員が何人いるかによって、経済的に豊かな生活を営めるかどうかが大きく変わってくるという事です。正社員がひとりもない世帯では人間らしい生活をするのにふさわしい賃金が得られない可能性があります。せめて、最低賃金をアップさせることが必要です。

（自治労臨職評組合員）

市役所の事務補助として 27 年間勤務しています。公務職場は行財政改革の名のもと正規職員の新規採用が抑制され、臨時・非常勤等職員へと置き換えられ、消費生活相談員や学童指導員では約 9 割、図書館・学校給食・保育士・学校用務員などは半数を超えて基幹的・恒常業務を担っています。その 6 割以上が正規職員に準じた勤務時間で働いています。この実態をみると臨時・非常勤等職員は公共サービスの重要な担い手となっています。しかし、これらの職員は、地方公務員法・パートタイム労働法・労働契約法のいずれからも適用除外とされ「法の谷間」に置かれ、処遇においても多くは年収 200 万円以下の「官製ワーキングプア」といわれる低い賃金のため正規職員との格差が深刻になっていました。

2017 年 5 月に地方公務員法と地方自治法の一部が改正され、2020 年 4 月から「会計年度任用職員制度」が施行されました。法改正の趣旨は、「処遇改善」・「正規職員との均等・均衡」であり、賃金や労働条件の見直しがありました。多くの臨時・非常勤等職員は時給から月給になり、昇給や経験加算もつくようになりました。しかし、給料表において上限を設け、昇給が抑えられ、初任給も高卒より低く、正規職員との均等・均衡からはかけ離れた内容となっています。

会計年度任用職員の給料表は正規との均等・均衡の観点から正規の給料表に準ずる自治体がほとんどです。当局は 2019 年 7 月の交渉で事務補助の初任給を 144,100 円と提示をしてきました。時給換算（7 時間 45 分×21 日）すると 885 円です（当時の最低賃金は 871 円）。最低賃金が 10 月の改正により 899 円となり、給料表も人事院勧告を受けて 12 月議会により改正され 146,100 円となりましたが時給換算すると 897 円です。当局は組合から最低賃金を下回っていると抗議するまで気づいていませんでした。その後の交渉により 147,200 円まで上乘せしましたがそれでも時給換算 904 円にしかなりません。

給料表があっても最低賃金ギリギリの初任給基準のため、本来の法改正の趣旨からもほど遠い状態です。結局のところ最低賃金によって私たちの給料も決定されるのです。給料は私たちの生活の糧です。健康で文化的な最低限度の生活ができるよう、最低賃金今すぐ 1,000 円を求めます。

全政党要請行動を実施

最低賃金全国一律 1500 円の実現は射程圏内

竹内 俊一（平和・労働・人権北九州共闘センター議長）

私たち北九州共闘センターが中心となって取り組んだ、北九州市議会に対する「最低賃金の全国一律化の段階的实施を求める意見書」の陳情は、昨年 6 月、市議会本会議において「維新の会」だけを除いて、すべての賛成を得て採択されました。

この意見書採択は様々なところで話題となり一部で高い評価を得ましたが、その評判もそれ止まりという感じになっていました。もう一度、これを足掛かりにして最賃全国一律 1500 円に向けて政治的な動きを強めようということで、北九州共闘センターとして 2 月 13 日の週に福岡労働局要請とともに、すべての政党の県組織に対しての要請を取り組みました。政党に対する要請内容は、「全国一律制にして 1500 円にすること」、「中小企業に対する支援策を充実させること」という、いたってシンプルなものでした。



結果としては、れいわ新選組だけはアポイントがとれず要請はできませんでしたが、北九州市においての最賃全国一律の意見書採択という情報が各党県組織に知れ渡っているようで、それぞれ非常に丁寧に対応していただきました。特に政権与党は、県組織の事務局員が対応というものでしたが大変熱心に私たちの話を聞いていただきました。要請項目に補足した私たちの訴えは、現状の最賃（C ランクで福岡は 870 円）でどういう生活実態になるか、都市部も地方部も最低生計費は大差ない、技能実習生などはほとんどが最賃で働かされているが失踪の原因は高い最賃の都市部への移動、などでしたが、自民党からは追加資料（後日、Excel 表などを送付）などを求められましたし、公明党でも同じように時間をかけて話を聞いていただきました。何かと立憲野党攻撃の好きな維新の会でも、最賃の現状を聞いて、北九州市議会決議に賛成をしなかった維新の会の市議を訪ねるように勧められる、ということもありました。

もちろん、他の野党も同じように丁寧な対応をいただきましたが、野党間の最賃政策が一致できていない点がどうしても気にかかります。共産党、れいわ新選組、社民は全国一律 1500 円で一致していますが、立憲民主は、全国一律 1500 円は将来課題となっており、段階的に近づけていくというもので、国民民主も「全国どこでも時給 1000 円以上」の早期実現、というのが現状です。政党それぞれの特色や独自性はあってしかるべきですが、賃金引上げが政権の政策課題にもなり、しかも空前の物価高にあって最低賃金の引き上げは喫緊の課題となっています。野党は足並みを揃えて全国一律 1500 円を迫るべきと思います。

最賃の全国一律制にむけての法改正などについても、そんなに複雑ではないようです。地元のある国会議員に確認していただきましたが、最低賃金法の①地域別最低賃金の決定の考

慮要素等を定める地域別最低賃金の原則（9条）、地域別最低賃金の決定手続（10～12条）等 →第二章第二節（9～14条）②最低賃金の審議を行う最低賃金審議会の組織等 →第三章（20～26条）の改正、ということになるようです。必要な法改正自体がさほど難しいものでもないとなると、あとはさらに世論喚起をして政治の場における合意形成を急ぐことなどが課題となるのでしょうか。

4月5日、日本商工会議所と東京商工会議所が中小企業3222社から集めた最賃についてのアンケート結果を発表しており、それが東京商工会議所のホームページに掲載されています。最賃を「引き下げるべき」「維持すべき」との回答合計が、前年調査から16.7ポイント減少し39.9%になっており、「引き上げるべき」は、前年から13.6ポイント上昇して41.7%となっていました。引き下げ・維持派と引き上げ派双方のこれほどの数値変動は、労働者の置かれている実態を経営者自身も深刻にとらえていることを示していると思います。

このようなことを考えてみると、最賃全国一律1500円は現実的な射程に入れるべき時期にきており、実現を迫る労働組合の一層の奮闘が求められているのではないかと思います。地道な運動も重要ですが、センターの枠を超えたダイナミックな運動が望まれるところです。

外国人技能実習制度の廃止を

労働者が、労働者として、人間として、 はたらき、生活できる制度を、社会を

鳥井 一平（移住連代表理事）

技能実習制度の見直しが始まる

本年冒頭の法務大臣記者会見（1月14日）で古川禎久法務大臣は以下のように発表しました。「特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会の設置についてです。特定技能制度及び技能実習制度の在り方については、入管法や技能実習法の附則において、検討が求められているところ、まさに検討時期に差し掛かっています。これらの制度については、様々な立場から、賛否を含め、様々な御意見・御指摘があるものと承知しています。私としては、両制度の在り方について、先入観にとらわれることなく、御意見・御指摘を様々な関係者から幅広く伺っていきたいと考えており、そのため、『特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会』を設置することとしました。また、同時に、両制度の実施状況についての情報収集・分析を進めるよう、出入国在留管理庁に対して指示しており、順次報告を受ける予定としています。今後、改めるべきは改めるという誠実さを旨として、両制度の在り方について、多角的観点から検討を進めていきたいと考えています。」

この法務大臣勉強会は実際に1月から毎月開催され、その3回目として3月18日に開かれた勉強会に私が出席しました。私は長年にわたり技能実習生を支援してきた現場経験から実習生の実態や技能実習制度の構造的な問題を指摘するとともに、当日、移住者と連帯する

全国ネットワーク（移住連）が公表した声明（13 ページ「資料1」参照）にもとづき、技能実習制度廃止の必要性を強く訴えました。古川法務大臣からは「事実を直視し、制度の見直しを進めていきたい」、「移民政策は地球規模の課題であり、日本の役割がある」旨のコメントがありました。また入管法改正についても言及しましたが、私は、地方新聞の提言を引用し、「真の改正」を求めました（14 ページ「資料2」参照）。

外国人技能実習制度の廃止を

そもそも外国人技能実習制度はその創設から今日に至るまで、すべてにわたって。「法の正義」に反した偽装、欺瞞の制度です。しかもとりわけアジア諸国への「技術移転」を口実にするなどという卑劣な制度です。また、ここで注意しなければならないのは、多くの善意ある人々が混同している「研修制度」とは全く異なるものだということです。つまり、外国人技能実習制度の「適正化」や「是正」はあり得ないことであり、それを論じること自体が「法の正義」に反していると言えます。外国人技能実習制度は、奴隷労働構造であり、国連の人権機関など国際社会から現代奴隷制との厳しい批判を受け続けています。

民主主義の約束のひとつは人身売買と奴隷制度の根絶です。外国人技能実習制度は「時給300円」、「強制帰国」、セクハラ、暴力事件、孤立出産問題、労災など労働問題や人権侵害が繰り返されています。これらはそれぞれの使用者や監理団体の問題のみならず構造的な問題なのです。外国人技能実習制度は人権侵害と労働基準破壊をつくり出し続けています。つまり外国人技能実習制度は民主主義を壊すものです。地球全体を見渡してもこのような「開発途上国への技術移転」、「国際貢献」を名目とした卑劣かつ狡猾な制度はないでしょう。私たちは1分1秒でも早く、外国人技能実習制度を廃止し、労働者が労働者として働き、人間として生活できる「受入れ制度」を創設しなければなりません。

外国人技能実習制度廃止！全国キャラバンがスタート

今、5月22日にスタートする「外国人技能実習制度廃止！全国キャラバン」が計画されています。沖縄、北海道をそれぞれ起点として、各地でタウンミーティングやスタンディングなどの企画が進行しています。全国キャラバンの集約として、6月12日の日曜日には、東京上野でのデモ、そして翌日の6月13日に政府への要請と外国人技能実習機構への要請を行う計画です。

新型コロナウイルスの感染拡大は様々な被害を生みだしましたが、同時にこの社会の現実と課題を顕在化させました。その大きなひとつが様々な社会活動を支える「担い手」不足でした。つまりそれは外国籍労働者の存在抜きにこの社会が成り立っていない事実を示しました。地方を中心に各地では外国籍労働者とのよりよい共生を求める声が広まっています。

今こそ、嘘偽りのない正面からの「受入れ制度」にするときです。労働者が国際的労働基準に基づく労働者の権利が担保され、人権が尊重され、自由闊達に移動できる制度です。ウクライナ問題を見ても、労働者が職場で市民が地域でもものが言えなくなってしまうのは、民主主義は壊れてしまいます。「人の移動の自由」を実現していくことこそが、戦争の時代の真摯な反省と次の社会への道すじです。労使対等原則が担保された多民族・多文化共生社会はひとつの答えではないでしょうか。

<資料 1 >

外国人技能実習制度の速やかなる廃止を求めます —もうウソやごまかしはやめて、まっとうな労働者受入れ制度を—

外国人技能実習制度の「適正化」を掲げて、『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律』（技能実習法）が施行されて5年になろうとしています。しかし、「適正化」どころか、1993年の技能実習制度創設以降の人権侵害、労働基準の破壊は一向に減っていません。かえって巧妙に偽装された労働者受入れが進行しています。例えばそれは、2019年4月に始まった特定技能制度が技能実習制度を前提として拡大していることにも現れています。

外国人技能実習生をめぐる人権侵害、労働基準の破壊は、この29年間、「賃金未払い、『時給300円』の低賃金、不当解雇、強制帰国、前借金（債務労働）、セクハラ、暴力、労働災害、メンタルヘルス、殺傷事件、妊娠・孤立出産、除染労働」などとして現れ、2007年の米国务省の人身売買年次報告書による指摘以来、国連人権機関などから毎年のように人身売買、奴隷労働との批判を受けてきました。そして、技能実習法施行後も奴隷労働構造にはメスが入られず、構造的問題は何ら変わらず、人権侵害が横行し、「被害者」のみならず「加害者」をもつくり出してきています。

そもそも「適正化」そのものがまやかしののです。「適正化」に開発途上国への技能移転を論じる意見は見当たりません。人権侵害の是正や労働基準の遵守についてのみです（それ自身は大切です）。しかし、それでは技能実習制度の『目的』には適っていません。むしろ「技能移転」という目的自体が転職の自由を奪うこととなり、人権侵害を引き起こし、あるいは潜在化させてもいます。

また、制度の廃止に対する「賛否」のマジックにも惑わされています。廃止に反対する理由のほとんどは「受入れをどうするのか」であり、「技能移転をどうするのか」という主張は出てきません。また、「技能実習生自身にも『成果』がある」かのような主張も、出稼ぎ労働の「成果」であり、技能実習制度の成果ではないことを誤魔化しているに過ぎません。そして、受入れ制度であることを前提としていること自体、技能実習制度の目的が名実共に終焉していることを表しています。仮に「技能移転」を論じるのであるならば、現行の研修制度をいかに充実させるかが検討されるべきでしょう。

実態として労働者受入れ制度となっているにもかかわらず、技能実習制度という名称を使っている限り、誤った認識をひろげ、受け入れている企業や農家など使用者のみならず、社会全体をミスリードしてしまいます。構造的矛盾は、事業主に誤解と錯覚を生みだし、人権尊重、労働関連法令遵守への自浄能力を喪失させています。

国境を越えて労働者を受け入れているという腹構え、社会体制の問題なのです。

私たちは、移民、外国人労働者がいなければこの社会が成り立たないという事実を直視し、労働者としての権利、人間としての権利（人権）が尊重される受入れ制度を整備しなければなりません。とりわけこの10年間、政府がこれを怠った結果、加速度的に産業は荒廃し、地域は衰退してきました。技能実習生を受け入れている企業や、農家、船主なども、働き手、担い手を求めています。安い給料で働かせようと思っているわけではないでしょう。外国人労働者を受け入れるには、技能実習制度しかないから利用しているというのが現状です。

政府には、「国境を越えて労働者を受け入れたい、受け入れなければ成り立たない」という社会の実情（本音）に向き合い、事実を直視することが求められます。今、工場で、田畑で、海で、山で、建設現場や福祉現場で外国人労働者が活躍し、社会活動、経済活動を担っている事実を直視しなければな

りません。

昨年の入管法改悪案の廃案を求めた市民社会の声を思い起こすべきです。まさにそれは、全国各地津々浦々で、地域社会の担い手となっている外国人労働者とその家族とのよりよい共生を求める市民社会の声だったのです。

もうウソやごまかし、偽装はやめましょう。速やかな外国人技能実習制度の廃止を強く求めます。労働者を労働者としてもてなす、まっとうな受入れ制度こそが必要なのです。

日本がすでに移民社会であるという事実を見据え、労使対等原則が担保された多民族・多文化共生社会を実現していきましょう。

2022年3月18日

特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連)

<資料2>

日本政府へ10項目の提言

- 悪質な仲介業者排除へ、公的機関が受け入れ主体に
- 転職を柔軟に認め、地方と都市の賃金格差是正を
- 「失踪外国人」に再びチャンスを
- 必要な情報を届け、権利や制度を使いやすく
- 家族帯同、永住への道を広く
- 日本語教育への支援充実を
- 留学生の受け入れ、日本語学校を基礎に
- 希望する非正規滞在者を「住民」に
- 「不法」撤廃へ、日本人の「学び」が鍵
- 入管難民法の「真の改正」、外国人政策の「基本法」検討を



信濃毎日新聞
(2021年6月15日)

なぜ設計変更不承認なのか、不承認の根拠に理解を

福元 勇司（辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議事務局長）

昨年 11 月 25 日、玉城デニー沖縄県知事は、軟弱地盤の設計変更を法に照らして不承認としました。全体の完成見通しが立たなくなったのに、沖縄防衛局は、県の指導を無視して護岸工事を続けています。

オール沖縄会議は、新基地を造らしてはならない、工事は今すぐ止めるべきだとの世論を形成するため、「なぜ設計変更不承認なのか」の学習会を各地で開催しています。福元事務局長から、この間の状況に関する報告が寄せられていますので掲載します。なお、学習会の内容はオール沖縄会議のホームページをご覧ください。（編集部）

無理が通れば道理が引っ込む

辺野古の新基地建設を巡り、国交大臣が 4 月 8 日、知事が行った設計変更不承認を取り消す裁決を出し併せて承認するよう勧告した。

昨年 11 月 25 日、玉城デニー県知事は、沖縄防衛局が出した軟弱地盤を埋立てるための設計変更申請を、厳正な審査の末に法に基づき「不承認」にした。

これを受けて沖縄防衛局は 12 月 7 日、行政不服審査制度を使って国交大臣に審査を申し出たが、設計変更をして軟弱地盤を埋立てることは、政府の方針であり閣議で決定されている。防衛大臣も国交大臣も同じ立場であり、不承認を取り消した国交大臣の裁決は初めから結論ありきだった。

但し、裁決は設計変更不承認の「取り消し」であり、知事権限の「承認」がされた訳ではないので、沖縄防衛局は、軟弱地盤の改良工事を始める事はできない。

私人の権利救済のための制度をしかも同じ立場の大臣間で使う事は想定されておらず、行政学者の多くが乱用だと批判してきた。

沖縄防衛局が新基地建設に関わって、行政不服審査制度にこだわり繰り返し使ってきたのは、裁決が第三者を介さず国交大臣の判断で決まるので沖縄県に物を言わさないためだとの指摘がある。

9 日付県内紙の 1 面に辺野古「不承認取り消し」や「県に承認勧告」の見出しが並び、またも県の判断が覆されると落胆や憤った方も多かったのではないだろうか。しかし、それこそ政府のねらいであり審査制度の乱用が引き起こしたものだ。まさに無理が通れば道理が引っ込むことになりかねない。

大切なことは、知事が「なぜ設計変更を不承認にしたのか」を事実に基づき理解しておくことではないだろうか。

県は不承認の根拠として、①政府の計画通りに工事を進めても軟弱地盤の改良に時間を要し普天間飛行場の早期の危険性除去という目的は実現できず埋立に合理性はない。②軟弱地盤の最深部の「B27」地点が調査されていないことから地盤の安定性など災害防止への配慮

が不十分である。③埋立事業周辺に生息するジュゴンへの水中音調査の未実施など、環境への影響予測も不十分だと指摘してきた。公有水面埋立法に適合しているか厳正に審査した結果、「不承認」としたのだ。

政府が、埋立てに遺骨混じりの土砂を使わないと明確に否定しない事に関しても、知事は人道上許されるはずがないとコメントしている。

辺野古新基地を造りたい政府と県民投票で示された新基地建設に反対する民意のどちらに無理があり道理があるのか、客観的に判断することが求められている。

裁判所は公正・中立な判断機関として国民の負託に応えよ

国交大臣は4月28日、米軍普天間飛行場の移設に伴う辺野古新基地建設工事を巡り、沖縄防衛局（以下、防衛局）が申請している設計変更を5月16日までに承認するよう、県に是正を指示した。県が従わない場合、国交相が「代執行」で承認することが想定される。

地方自治法では、国が本来果たす事務を都道府県が行うとき、「法令の規定に違反している」「著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害している」と認められる場合、大臣が「違反の是正」や「改善のため講ずべき措置」について「必要な指示」をすることができる」と規定している。

一連の裁決や勧告、是正の指示は、大臣が法に基づき県の違反を是正しているように見えるが本当にそうだろうか。

4月8日の国交相が「裁決」で県の不承認を取消し、承認を「勧告」したのは国が自己申告し自己決定したものだ。応じない県に28日「是正の指示」で法的に「承認」を迫ってきた。国は一人芝居で法権力まで使い承認を得ようとするが、そこに正当性はあるのだろうか。

裁判所はこれまで県の主張を審査することなく、訴える資格がないとして門前払いにし、県と国の対立する主張を法廷で裁く事はしなかった。その結果工事は続き、辺野古側の藻場やウミガメが上陸し産卵していた砂浜は大半が埋められた。

地質の専門家らは、軟弱地盤埋立の設計変更書は科学的にも技術的にも破綻していると指摘している。工事の安全性や完成の可能性を裁判所が科学的に検証しなければ、国の言い分だけで工事が続いていく。埋立を理由にしたサンゴ類移植の生残率は、水産庁の手引書では4年後に20%を下回る。この数年、辺野古・大浦湾でジュゴンの目撃や海藻のはみ跡は報告がないが、防衛局は工事船の水中音による影響調査を行っていない。

完成の見込みが立証されない中で工事が続けば、自然は失われるが普天間飛行場が閉鎖・返還される保証はない。

国交相は「是正の指示」で、変更申請は「公有水面埋立法の要件を満たし承認されるべきものと」とし、承認しないのは「著しく適正を欠き、明らかに公益を害している」と県を批判した。また建設予定護岸の真下にあるB27地点の強度を直接測らず他の地点から推定したのは「合理性がある」としたが、県の指摘に対する科学的な反証はない。

裁判所は国の審査請求や裁決に道理があるのか、その流れで承認を迫るのは許されるのか、公正・中立な判断機関として国民の負託に応える義務がある。

「復帰措置に関する建議書」

今年は沖縄復帰 50 周年にあたります。1971 年 11 月 17 日、屋良朝苗琉球政府主席は、「基地のない平和な島」としての復帰の要望をまとめた「復帰措置に関する建議書」（屋良建議書）を携えて東京に向かいました。羽田空港に降り立ったちょうどそのころ、衆議院の沖縄特別委員会では、沖縄選出議員の質問途中、そのごに沖縄出身議員 2 人の質問が控えている中で、自民党議員が抜き打ち的に強行採決を行い、6 月に調印した日米沖縄返還協定が承認され、沖縄は多くの米軍基地を残したまま復帰することになりました。「建議書」は 132 ページありますが、屋良主席が自ら起草した「はじめに」を掲載します。（編集部）

一、はじめに

沖縄の祖国復帰はいよいよ目前に迫りました。その復帰への過程も、具体的には佐藤・ニクソン共同声明に始まり、返還協定調印を経て、今やその承認と関係法案の制定のため開かれている第六七臨時国会、いわゆる沖縄国会の山場を迎えております。この国会は沖縄県民の命運を決定し、ひいてはわが国の将来を方向づけようとする重大な意義をもち、すでに国会においてはこの問題についてはげしい論戦が展開されております。

あの悲惨な戦争の結果、自らの意志に反し、本土から行政的に分離されながらも、一途に本土への復帰を求め続けてきた沖縄百万県民は、この国会の成り行きを重大な関心をもって見守っております。顧みますと沖縄はその長い歴史の上でさまざまな運命を辿ってきました。戦前の平和の島沖縄は、その地理的へき地性とそれに加うるに沖縄に対する国民的な正しい理解の欠如等が重なり、終始政治的にも経済的にも恵まれない不利不運な下での生活を余儀なくされてきました。その上に戦争による苛酷の犠牲、十数万の尊い人命の損失、貴重な文化遺産の壊滅、続く 26 年の苦渋に充ちた試練、思えば長い苦しい茨の道程でありました。これはまさに国民的十字架を一身にになって、国の敗戦の悲劇を象徴する姿ともいえましょう。その間大小さまざまな被害、公害や数限りのない痛ましい悲劇や事故に見舞われつつそしてあれにもこれにも消え去ることのできない多くの禍根を残したまま復帰の歴史的転換期に突入しているのであります。

この重大な時期にあたり、私は復帰の主人公たる沖縄百万県民を代表し、本土政府ならびに国会に対し、県民の率直な意思をつたえ、県民の心底から志向する復帰の実現を期しての県民の訴えをいたします。もちろん私はここまでにいたる佐藤総理はじめ関係首脳の熱意とご努力はこれを多とし、深甚なる敬意を表するものであります。

さて、アメリカは戦後二十六年もの長い間沖縄に施政権を行使してきました。その間にアメリカは沖縄に極東の自由諸国の防衛という美名の下に、排他的かつ恣意的に膨大な基地を建設してきました。基地の中に沖縄があるという表現が実感であります。百万の県民は小さい島で、基地や核兵器や毒ガス兵器に囲まれて生活してきました。そのみでなく、異民族による軍事優先政策の下で、政治的諸権利がいちじるしく制限され、基本的人権すら侵害されてきたことは枚挙にいとまありません。県民が復帰を願った心情には、結局は国の平和憲法の下で基本的人権の保障を願望していたからに外なりません。経済

面から見ても、平和経済の発展は大幅に立ちおくれ、沖縄の県民所得も本土の約六割であります。その他、このように基地あるがゆえに起るさまざまな被害公害や、とり返しのつかない多くの悲劇等を経験している県民は、復帰に当っては、やはり従来通りの基地の島としてではなく、基地のない平和の島としての復帰を強く望んでおります。

また、アメリカが施政権を行使したことによって作り出した基地は、それを生み出した施政権が返還されるときには、完全でないまでもある程度の整理なり縮小なりの処理をして返すべきではないかと思えます。

そのような観点から復帰を考えたとき、このたびの返還協定は基地を固定化するものであり、県民の意志が十分に取り入れられていないとして、大半の県民は協定に不満を表明しております。まず基地の機能についてみるに、段階的に解消を求める声と全面撤去を主張する声は基地反対の世論と見てよく、これら二つを合わせるとおそらく八〇%以上の高率となります。

次に自衛隊の沖縄配備については、絶対多数が反対を表明しております。自衛隊の配備反対と言う世論は、やはり前述のように基地の島としての復帰を望まず、あくまでも基地のない平和の島としての復帰を強く望んでいることを示すものであります。

去る大戦において悲惨な目にあった県民は、世界の絶対平和を希求し、戦争につながる一切のものを否定しております。そのような県民感情からすると、基地に対する強い反対があることは極めて当然であります。しかるに、沖縄の復帰は基地の現状を堅持し、さらに、自衛隊の配備が前提となっているとのことであります。これは県民意志と大きくくい違い、国益の名においてしわ寄せされる沖縄基地の実態であります。

さて、極東の情勢は近来非常な変化を来しつつあります。世界の歴史の一大転換期を迎えていると言えましょう。近隣の超大国中華人民共和国が国連に加盟することになりました。アメリカと中国との接近も伝えられております。わが国も中国との国交樹立の声が高まりつつあります。好むと好まぬにかかわらず世界の歴史はその方向に大きく波打って動きつつあります。

このような情勢の中で沖縄返還は実現されようとしているのであります。したがって、この返還は大きく胎動しつつあるアジア、否、世界史の潮流にブレーキになるような形のものであってはならないと思えます。そのためには、沖縄基地の態様や自衛隊の配備については慎重再考の要があります。

次に、核抜き本土並み返還についてであります。この問題については度重なる国会の場で非常に頻繁に論議されておりますが、それにもかかわらず、県民の大半が、これを素直には納得せず、疑惑と不安をもっております。

核抜きについて最近米国首脳が復帰時には核兵器は撤去されていると証言しております。ところが、私どもはかつて毒ガスが撤去された経緯を知っております。

毒ガスでさえ、撤去されると公表されてから、二ケ年以上も時日を要しております。毒ガスよりさらに難物と推定される未知の核兵器が現存するとすれば、果して後いくばくもない復帰時点までに撤去され得るでありましょうか。

疑惑と不安の解消は困難であるが、実際撤去されるとして、その事実はいかにして検証するか依然として不明のまま問題は残ります。

さらにまた、核基地が撤去されたとしても、返還後も沖縄における米軍基地の規模、機能、密度は本土とはどうい比較にならないと言うことであります。

復帰後も現在の想定では沖縄における米軍基地密度は本土の基地密度の一五〇倍以上になりま

す。なるほど、日米安保条約とそれに伴う地位協定が沖縄にも適用されるとは言え、より重要なことは、そうした形式の問題より、実質的な基地の内容であります。そうすると基地の整理縮小かあるいはその今後の態様の展望がはっきり示されない限りは本土並基地と言っても説得力をもち得るものではありません。前述の通り県民の絶対多数は基地に反対していることによってもそのことは明らかであります。

次に安保と沖縄基地についての世論では安保が沖縄の安全にとって役立つと言うより、危険だとする評価が圧倒的に高いのであります。この点についても、安保の堅持を前提とする復帰構想と多数の県民意志とはかみ合っておりません。県民はもともと基地に反対しております。

ところで安保は沖縄基地を「要石」として必要とするということであり、反対している基地を必要とする安保には必然的に反対せざるを得ないのであります。

次に、基地維持のために行われんとする公用地の強制収用五ヶ年間の期間にいたっては、これは県民の立場からは承服できるものではありません。沖縄だけに本土と異なる特別立法をして、県民の意志に反して五ヶ年という長期にわたる土地の収用を強行する姿勢は、県民にとっては酷な措置であります。再考を促すものであります。

次に、復帰後の暮らしについては、苦しくなるのではないかとの不安を訴えている者が世論では大半を占めております。さらにドルショックでその不安は急増しております。暮らしに対する不安の解消なくしては復帰に伴って県民福祉の保障は不可能であります。生活不安の解消のためには基地経済から脱却し、この沖縄の地に今よりは安定し、今よりは豊かに、さらに希望のもてる新生沖縄を築きあげていかねばなりません。言うところの新生沖縄はその地域開発と言うも、経済開発と言うも、ただ単に経済次元の開発だけではなく、県民の真の福祉を至上の価値とし目的としてそれを創造し達成していく開発でなければなりません。従来沖縄は余りにも国家権力や基地権力の犠牲となり手段となって利用され過ぎてきました。復帰という歴史の一大転換期にあたって、このような地位からも沖縄は脱却していかなければなりません。したがって政府におかれても、国会におかれてもそのような次元から沖縄問題をとらえて、返還協定や関連諸法案を慎重に検討していただくよう要請するものであります。

さて、沖縄県民は過去の苦難に充ちた歴史と貴重な体験から復帰にあたっては、まず何よりも県民の福祉を最優先に考える基本原則に立って、(1) 地方自治権の確立、(2) 反戦平和の理念をつらぬく、(3) 基本的人権の確立、(4) 県民本位の経済開発等を骨組とする新生沖縄の像を描いております。このようなことが結局は健全な国家をつくり出す原動力になると県民は固く信じているからであります。さらにまた復帰に当って返還軍用土地問題の取扱い、請求権の処理等は復帰処理事項の最も困難にしてかつ重要な課題であります。これらの解決についてもはっきりした責任態勢を確立しておく必要があります。

ところで、日米共同声明に基礎をおく沖縄の返還協定、そして沖縄の復帰準備として閣議決定されている復帰対策要綱の一部、国内関連法案等には前記のような県民の要求が十分反映されていない憾みがあります。そこで私は、沖縄問題の重大な段階において、将来の歴史に悔を残さないため、また歴史の証言者として、沖縄県民の要求や考え方をここに集約し、県民を代表し、あえて建議するものであります。政府ならびに国会はこの沖縄県民の最終的な建議に謙虚に耳を傾けて、県民の中にある不満、不安、疑惑、意見、要求等を十分にくみ取ってもらいたいと思います。そして県民の立場に立って慎重に審議をつくり、論議を重ね民意に答えて最大最善の努力を払っていただき、党派的立場をこえて、たがいに重大なる責任をもち合って、真に沖縄県民の心に思いをいたし、県民はじめ大方の国民が納得してもらえ結論を導き出して復帰を実現させてもらうよう、ここに強く要請いたします。

海を汚染水で汚すな！ 政府のチラシを回収させる

中路 良一（これ以上海を汚すな市民会議）

約束を反故に海洋放出トンネル工事を開始

放射能汚染水の海洋放出の政府決定から1年、東京電力は4月25日から海洋放出設備の事前工事の一環として海底トンネルの沖合1キロ地点の放出口の工事を開始した。陸側でも立て坑を掘るシールドマシンを運び入れた。8月上旬ごろには工事は完了するという。しかし、これは設備の新設や増設に当たらず、原子力規制委員会の認可や福島県と大熊町、双葉町の「事前了解」も必要ない準備工事として行われている。政府・東電は、2015年8月に福島県漁



連との間で「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」と約束していたが、この工事開始はこの約束を反故にするものだ。県内7割の自治体が反対・慎重の姿勢を表明し、多くの関係団体や原発事故被害者、市民団体が反対の声を上げ続けている中での行為であり、政府・東電の住民無視の姿勢が表れている。

海洋放出の「理解広がらず」52.5%

今年3月の福島民報と福島テレビの共同県民世論調査では汚染水（質問では「トリチウムを含む処理水」）を海洋放出する政府方針について、国内外で理解が広がっているかを尋ねたところ「まったく広がっていない」「あまり広がっていない」との回答が合わせて52.5%に上った。「かなり理解が広がっている」「少しは広がっている」は計38.7%だった。理解がされていないという県民が多い実態が浮き彫りとなった。

「トリチウム水は安全」チラシの回収

こうした意識状況が続いている中で、海洋放出を推進する政府側の世論形成に向けたとりくみも強まっている。昨年12月、経産省、復興庁は全国の小中高校に「浄化装置ALPSで処理したトリチウム水は安全」と謳うチラシ230万枚を全国の小中高3万7千校に直接、文科省発行の「放射線読本」とセットで送り付けた。各教育委員会も通さないまま行われたチラシ配布は、政府の「風評被害対策の中長期的な行動計画」に基づくものだ。

学校現場では各1年生が対象ということもあってあまり話題に上らなかったが、事態を察知した地域では、配布の見直しや回収のとりくみが進められた。岩手県沿岸自治体のうち5

市町村が学校保管、宮城県では 10 市町村で配布見合わせ、回収、保管の指示がなされた。福島県では、これ以上海を汚すな市民会議などの団体が、市民学習会や自治体要請行動を行ない、県教組は中央委員会で決議し県教委に配布中止を要請した。郡山市では組合と市民団体、政党の共同で市長・教育長への申し入れがおこなわれた。喜多方市は回収を指示、いわき市は「利用を控え学校保管に」、相馬市は「教育現場で指導することはない」と表明した。県教委は、放射線副読本とチラシの同梱については配布方法が不備として文科省に指摘したと回答したが、配布中止や回収の求めには応じなかった。ここには海洋放出を事実上容認している内堀知事、県教委の姿勢が如実に示された。チラシ配布は学校だけではなかった。3 月 19 日と 20 日の河北新報、岩手日報、福島民友新聞、茨城新聞の約 100 万部にチラシを編集した全面広告を掲載、掲載を拒否した福島民報(20 万部以上)には折り込みした。巨額の公費の投入を要したと思われるが、汚染水放出を何としても開始しようとする政府にとっては、端金なのだろう。

地域の労働組合、市民団体のとりくみ

2020 年 4 月 13 日の閣議で決定されたことから、「これ以上海を汚すな市民会議」等は海洋放出を止めるために、毎月 13 日を放出反対行動日と定め、粘り強く街宣活動と議会請願、



自治体要請などを進めてきた。本年 3 月 13 日には、労働組合、政党も立ち上がった。「あれから 11 年原発事故は終わっていない! 3・13 アクション」が「原発再稼働反対。汚染水の海洋投棄反対」のローガンの下、いわき市小名浜港でいわき地方労・市労連・小名浜地区労・いわき地区交運、立憲民主党・共産党・社民党の共闘で実施され 130 人が参加した。全港湾・全日建連帯・全国一般全

国協議会の 3 単産共闘が糾合の役割をはたした。労働運動の停滞が指摘されて久しい中で、このいわき地区での共闘前進の意義は大きい。

廃炉は進んでいない、タンク群はなくなるらない

汚染水には、トリチウム以外にも、ストロンチウム、ヨウ素、セシウム、プルトニウムなど多くの放射性物質が残留している。しかし、東電が ALPS 除去対象の 62 核種およびトリチウム、炭素 14 の濃度を測定・発表しているのは一部のタンク群のみだ。現段階で、トリチウム以外の放射性物質が基準値を上回っている水は全体の 7 割。東電はこれを二次処理し、基準値を下回るようにしているが、トリチウム以外の放射性物質が基準値を下回るタンク群であっても、同様の水をトリチウム排出量が年間 22 兆ベクレルになるように放出した場合、ストロンチウム 90 は年間二千五百万ベクレル、ヨウ素 129 は年間 2 億 4 千万ベクレルなど膨大な量の放射性物質を排出することになる。実際の放射性核種ごとの排出総量は示されていない。

汚染水の海洋放出の理由に、「廃炉作業の邪魔」、「タンク群の存在が復興の妨げ」があげられてきた。しかし現実には、廃炉作業の核心である「880 トンもあるデブリの取り出し」は始まっていない。ロボットがアームでデブリと思われるモノに接触して「耳かき」をした程度だ。デブリ取り出しの実験装置などのスペース確保も挙げていたが、肝心の実験装置は未だ設計にも至っていない。タンク群がなくなるためには、「汚染水の増加を止める」「ALPS 処理や除染工事に伴う核物質や使用したフィルターなど放射性廃棄物の保管、搬出」が必要だが見通しは立っていない。地下水流入対策の「凍土壁」に数百億円が投入されたが、欠陥品で流入は止まっていない。

廃炉もタンク除去も全くの幻想であり、「処理水」の海洋放出は、始まればずーっと続くことになる。これ以上汚染水を発生させないためには、長期的・抜本的な遮水対策を行い、地下水の流入等を防ぐとともに、大型タンクによる保管やモルタル固化処分を進めるべきだ。また、福島第一原発敷地内が高濃度放射性廃棄物保管場となる厳しい現実を直視した対策こそ求められる。

被害者救済と原発廃絶を

国・東京電力は被災地の帰還困難区域を再編し帰還政策を推し進めているが、実状は特定地域以外の除染をサボタージュする「除染なき選択の強要」である。その典型は浪江町津島地区住民への攻撃だ。また、国・東京電力は避難指示区域を一方向的に指定し区域外に居住し避難を強いられた住民を「自主避難者」と呼び、従来の住宅提供を打ち切り、県は家主でもないのに家賃2倍請求を実施して裁判まで起こした。地元漁民との約束も踏みにじっての内実を伴わない廃炉工事による「処理水」放出とは、放射性物質及び毒性化学物質の海洋投棄であり、被災地住民の健康と生業を犠牲にする。今、必要なのは被害防止と被害者救済の政策である。そしてロシアのウクライナ侵攻の事態は、原発廃絶が人類共通の喫緊の課題であることを改めて示したといえよう。

<編集後記>

盛りだくさんの原稿になりましたが、執筆の趣旨は、原点に帰って考え直してみようということです。日本国憲法、会計年度任用職員、外国人技能実習生制度、沖縄本土復帰、原発を取り上げました。原点に帰って考えざるを得なくなったきっかけは、ウクライナ戦争です。いま、世界は歴史の大きな転換点にあると思います。新自由主義の終焉、コロナ・パンデミック、ウクライナ戦争がその現れです。非正規労働者の全国共通闘争である最賃闘争も、時代の流れをしっかりと踏まえて闘えるようにしていかなければなりません。

次号では、それらの闘いのその後を追いかけながら、闘いづくりの応援をしたいと思いません。読者からの投稿をお待ちしています。(I)